

「要支援者を介護保険から切り離してはいけない」

NPO 法人代表 辻本きく夫

社会保障制度改革国民会議の報告書案が公表された。新聞にも概要が掲載されているが、案を通読した感想と報告書案が具体化した場合の影響について介護現場の視点から述べてみたい。

第一の印象は少子化対策、医療改革、介護保険改革、年金改革の4分野に割いている紙数がアンバランスである点である。少子化対策が5ページ強、医療が16ページ半、介護保険が1ページ弱、年金7ページ半となっている。医療と介護をある程度一体的に論じているとしても介護保険に割かれた文字数の極端な少なさに唖然とした。

このように軽く扱われている介護保険の現場でも報告書案の内容に多大な関心を寄せてきた。なぜならば、制度改革の前に出されるこの種の報告書がその後の制度改革に大きな影響を及ぼしてきた歴史があるからである。

さて、報告書は「世代を超えた応能負担」と「地域包括ケア推進」の2点に要約される。前者は少子化対策強化と早期の社会的支援が必要な若年者への社会保障を充実させることを含む社会保障の原資を社会全体で負担することを意味する。後者は医療と介護の連携をさらに拡大して行政、地域のボランティアやNPOなどが一体的に取り組むことにより、地域の中で支え合う社会作りを目指している。

平成18年度の介護保険制度改革前の検討時には「介護予防」が中心理念であった。しかし、反対できない「介護予防」という理念のもとに行われた制度改革の中身は、訪問介護サービス時間の短時間化と地域包括ケアセンターへの要支援者プラン集中というサービス削減であったことは記憶に新しい。この結果、東京では訪問介護事業所の16.3%、居宅介護支援事業所の14.9%が姿を消した。

今回謳っている「地域包括ケアの推進」も理念として反対できない内容である。しかし、同時に要支援者のサービスを介護保険から外して地域支援事業に移すと記載されていることに危惧を感じる者は多い。地域包括ケアを推進するために要支援者を介護保険から外すことが必要であるとは全く思えない。そもそも地域包括ケアは要支援者などの軽度者のみを対象とするものではなく、要介護者も含めて推進すべき課題である。軽度者外しは論理的に飛躍しており、厚労省の既定の路線を盛り込んだ印象を拭えない。介護現場で毎日汗をかいている者の一人としてこの路線には反対である。

反対する理由の第一は、要支援と要介護を行き来する高齢者は多く、認定のたびに使えるサービスが変わるのは利用者の混乱を招くことがある。第二に、多くの利用がある現行の制度は十分機能しており、現行制度を廃止する方針は利用者の不安を煽るだけである。また、18年度の改正後に起こった大規模な事業所廃止が繰り返されることも確実である。一方で介護職の処遇改善を主張しながら、その一方で訪問介護や通所介護事業所などの職場そのものがなくなってしまう制度改革があつていいものだろうか。

私も地域包括ケアの推進には賛成である。しかし、現状では課題が多い。在宅介護に理解のある医師は少なく、医療と介護の連携すらも困難なことが多い。もちろん地域包括ケアを目指して医療、介護、行政、住民団体などが協力して成果を出している事例もあるが、これを一般化するためには医師の意識改革をはじめとした環境整備から行う必要がある。

今後は社会保障審議会で具体策を検討することになるが、要支援者や現場の介護職を不安に陥れることなく、だれにも納得できる結論が出るまで議論を尽くすことを期待したい。